

災害時における石綿(アスベスト)対策について

地震や洪水等の災害により生じた「がれき」や「倒壊建物」には、石綿含有建材が混在している可能性があることから、撤去や分別作業における石綿へのばく露を防ぐために、**次の点について注意が必要となる。**

1 石綿含有建材の使用について

石綿含有建材は過去に建物の様々な箇所に使用されたことがあり、既存建物にも石綿含有建材が現存している可能性がある。

【石綿を含む可能性がある建材と使用箇所の例】

高：飛散性が高い（裏面参照）



吹付け材（柱・梁）



断熱材（煙突）



成形板（天井・壁）



仕上塗材（壁）

※目で見えるアスベスト建材（第2版、国土交通省）より

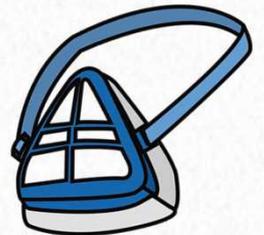
既存建物の全てに石綿含有建材が使用されているわけではないが、がれき等に石綿を含む建材が混在していることを想定し、適切なばく露・飛散防止措置を取った上で作業を行うことが重要である。

2 ばく露防止措置

- 石綿を含む粉じんを吸い込まないよう**防じんマスク※等を着用**し、空気の漏れが無いか確認の上、作業を行うこと。

※ 防じんマスク等は作業内容に応じて、適切な規格・防じん性能を満たすマスクを使用すること。

- 作業関係者以外の者がばく露しないよう、必要に応じて、作業場への**立入禁止措置**を取ること。



3 飛散防止措置

- 粉じんの飛散を抑制するために、作業対象の建材を散水等により**湿潤な状態を保つ**こと。
- 可能な限り**手作業で撤去・分別を行い、むやみに建材を切断、破碎しない。**やむを得ず、重機の使用・建材の切断等を行う際は、十分に湿潤な状態を保ち、慎重に作業すること。



【問い合わせ先】

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課大気騒音係

札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所12階南側)

Tel : 011-211-2882 Fax : 011-218-5108



さっぽろ市
02-J02-21-1294
R3-2-024

参考：石綿含有建材について

○石綿（アスベスト）とはどんなものか？

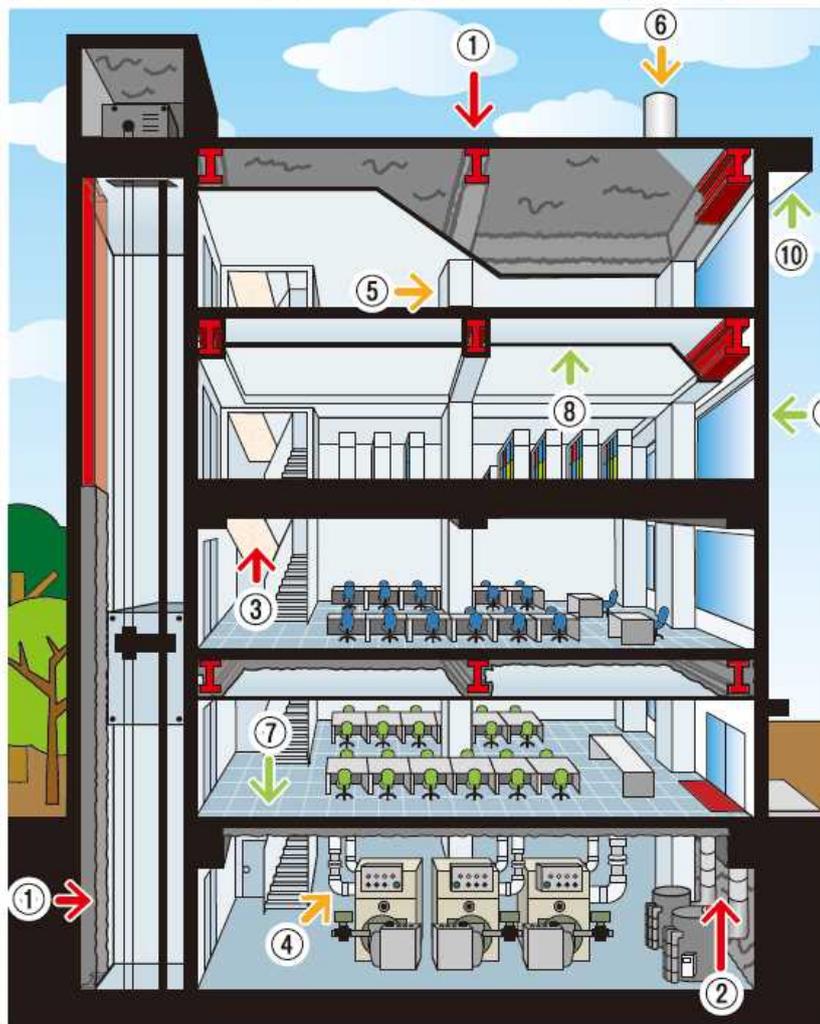
- ・石綿は、天然に存在する鉱物を繊維状にしたもので、その直径は0.02～0.35μmであり、非常に細かいものである。
- ・石綿は発がん性が認められていますが、石綿があること自体が問題ではなく、空気中に浮遊した状態のアスベスト繊維を吸い込むことが危険とされている。



浮遊した石綿繊維を吸い込まないようにするため、石綿含有建材を取り扱う際には、適切な飛散・ばく露防止措置が必要とされている。

○石綿含有建材はどんなところに使用されているのか？

石綿含有建材の使用の可能性のある部位は以下のとおり。



① 鉄骨の梁(はり)・柱

吹付け材(耐火被覆)

② 機械室等の壁

吹付け材(防音・結露防止)

③ 階段室の天井

吹付け材(吸音)

④ 配管のエルボ

保温材(配管保温)

⑤ 鉄骨の柱

耐火被覆材(耐火被覆)

⑥ 煙突

断熱材(煙突断熱)

⑦ 床

その他の建材(ビニル床タイル等)

⑧ 天井

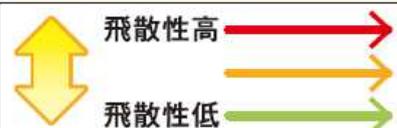
その他の建材(岩綿吸音板等)

⑨ 外壁

その他の建材(仕上塗材・下地調整材等)

⑩ 軒天

その他の建材(けい酸カルシウム板第1種)



札幌市公式ホームページにおいて、アスベストに関する一般的な内容を掲載したパンフレットを掲載しております。

【市民向けパンフレット「アスベストって？」】掲載URL

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/documents/asbesto_pamphlet03.pdf



パンフレット 二次元バーコード